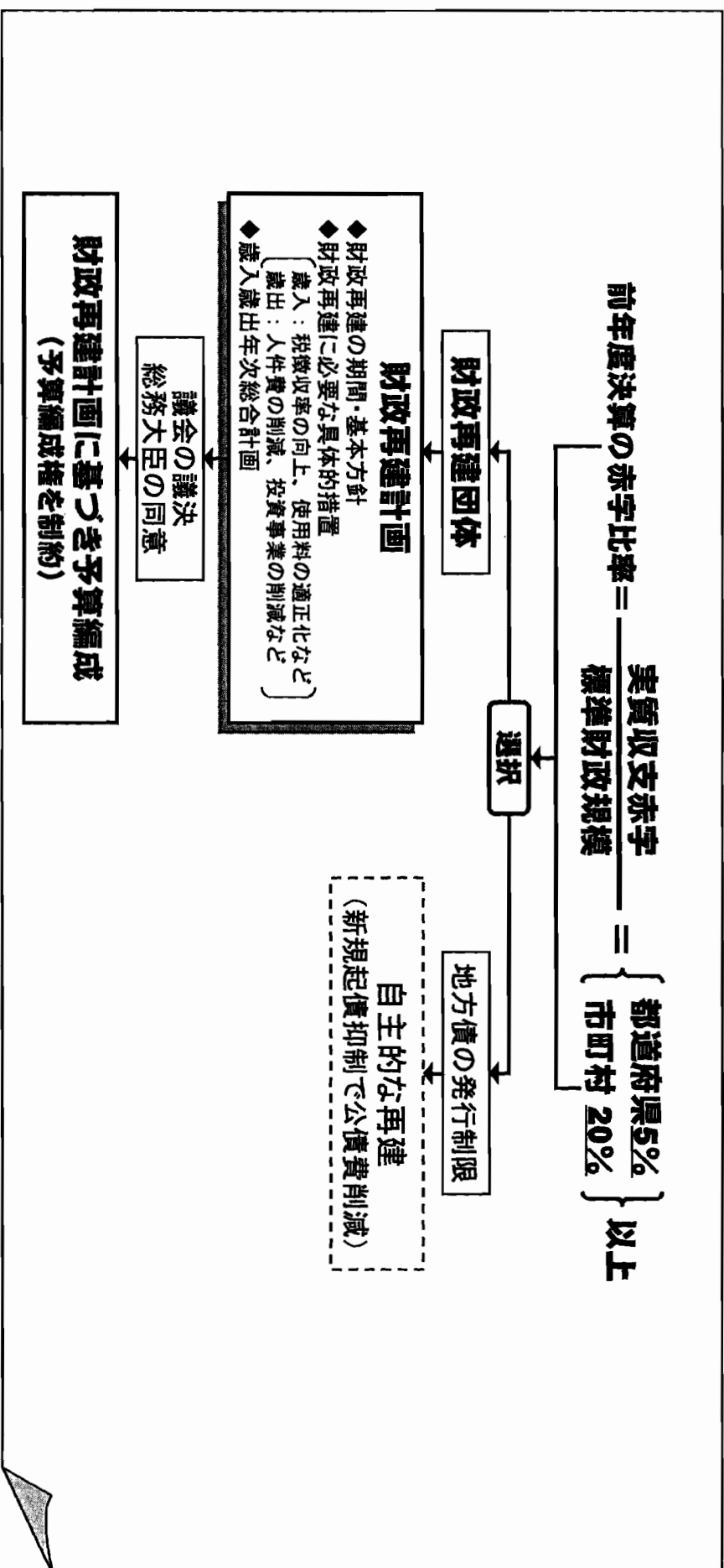


現行の地方財政再建制度の仕組み

参考資料②

◎財政再建団体になるかどうかは赤字団体の意思(議会の議決)による。
 ◎ただし、赤字が一定水準以上の団体は、財政再建団体にならなければ起債の制限を受ける。



現行の地方債協議・許可制度における指標と起債制限の基準

◆ 実質公債費比率

◆ 赤字基準

起債制限団体②
(一般公共事業のうち災害関連事業を除いた事業、公営住宅建設事業、教育・福祉施設等整備事業等の起債が制限)

起債制限団体①
(単独事業等の起債が制限)

一般的許可団体
(公債費負担適正化計画の策定を前提に
 一般的な基準により許可)

協議団体
(一般的な基準により同意)
 (同意がなくても起債が可能)

▽ 35%

▽ 25%

▽ 18%

○ 実質収支において一定以上の赤字額が生じた団体は許可団体とする。

※ 「決算収支の赤字の水準」を測る指標は、地方財政再建促進特別措置法(再建法)で起債の制限を行う場合に用いる指標と同様の比率を用いる。

○ 赤字額の算定方法

(前年度の歳入総額－前年度の歳出総額)

—翌年度に繰り越すべき財源

○ 一定以上の赤字額

標準財政規模の額に応じて、その2.5%から10%の間で段階的に設定

- ・ 都道府県、政令市及び標準財政規模500億円以上の市
 - 標準財政規模の2.5%
- ・ 標準財政規模200億円の市町村
 - 標準財政規模の5%
- ・ 標準財政規模50億円以下の市町村
 - 標準財政規模の10%

○ 赤字公営企業

営業収益に対する赤字額(資金不足額)が10%以上